銅及びその化合物	フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又は連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法
ナトリウム及びその化合物	フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法、連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法又はイオンクロマトグラフ法（陽イオン）
マンガン及びその化合物	フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又は連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法
（略）	（略）

注１～注３　（略）
４・５　（略）
第３～第８　（略）

銅及びその化合物	フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法
ナトリウム及びその化合物	フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又はイオンクロマトグラフ法（陽イオン）
マンガン及びその化合物	フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法
（略）	（略）

注１～注３　（略）
４・５　（略）
第３～第８　（略）

○環境省告示第五号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十五年七月厚生労働省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十八日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法 水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法は、第一号に掲げる事項のほか、第二号から第五十三号までに掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　総則的事項 1　（略） 2　水質検査における試薬は、次号から第五十三号までの各号の別表に定めるほか、次に掲げるとおりとすることができること。 (1)　試薬における標準原液、標準液又は混合標準液は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十六条若しくは第百四十四条の規定に基づく証明書、独立行政法人製品評価技術基盤機構の認定制度に基づき認定された事業者が発行する認証書又はこれらに相当する証明書（以下この2において「値付け証明書等」という。なお、値付け証明書等は計量法の規定に基づく特定標準物質又は国家計量機関の認証標準物質へのトレーサビリティが確保されていることが示されていること。）が添付され、かつ、次号から第五十三号までの各号の別表に定める標準原液と同濃度のもの又は同表に定める標準液若しくは混合標準液と同濃度のもの（以下この(1)において「同濃度標準液」という。）を用いることができること。この場合において、同濃度標準液は、開封後速やかに使用することとし、開封後保存したものを使用してはならない。ただし、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第十三及び別表第四十五において標準液又は混合標準液の保存に関する特別の定めのある場合については、その限りでない。	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法 水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法は、第一号に掲げる事項のほか、第二号から第五十二号までに掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　総則的事項 1　（略） 2　水質検査における試薬は、次号から第五十二号までの各号の別表に定めるほか、次に掲げるとおりとすることができること。 (1)　試薬における標準原液、標準液又は混合標準液は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十六条若しくは第百四十四条の規定に基づく証明書又はこれらに相当する証明書（以下この2において「値付け証明書等」という。）が添付され、かつ、次号から第五十二号までの各号の別表に定める標準原液と同濃度のもの又は同表に定める標準液若しくは混合標準液と同濃度のもの（以下この(1)において「同濃度標準液」という。）を用いることができること。この場合において同濃度標準液は、開封後速やかに使用することとし、開封後保存したものを使用してはならない。ただし、別表第五、別表第六及び別表第十三において標準液又は混合標準液の保存に関する特別の定めのある場合については、その限りでない。